

林業関係金融制度

【令和元年10月1日現在】

制度	資金名等	窓口・融資機関等	制度の概要	
融 資 制 度	県直貸	林業・木材産業改善資金	◆貸付対象者：森林所有者、素材生産・木材製材業者、きのこ生産者等 ◆資金の使途：機械、施設の導入による改善措置【施設資金】 ◆利 率：無利子 ◆償還期限：10年以内	
		林業後継者等特別対策資金	◆貸付対象者：林業後継者及び地域の林業を担う者 ◆資金の使途：機械、施設の導入、資材の購入、生活環境の整備等【施設等資金】 ◆利 率：0.5～0.8% ◆償還期限：5～10年以内	
	金融機関 協調融資	木材産業等高度化推進資金	◆貸付対象者：県による合理化計画の認定を受けた者 ◆資金の使途：立木・素材の購入、素材生産・木材加工を行うのに必要な資金【運転資金】 ◆利 率：短期資金1.30%～1.60%、(100%信用保証を利用する場合は、0.90%～1.20%)	
		間伐材生産流通資金	◆貸付対象者：県木運の証明書の交付を受けた県内民有林の間伐材生産、流通及び加工事業者 ◆資金の使途：間伐、間伐材の流通、加工等のための資金【運転資金】 ◆利 率：1.70%	
	株式会社 日本政策 金融公庫 融資	林業基盤整備資金	造林	◆貸付対象者：林業を営む者、森林組合、森林組合連合会 等 ◆資金の使途：造林、保育事業のための資金 ◆利 率：0.25%～0.70% ◆償還期限：30年～55年以内
			林道	◆貸付対象者：林業を営む者、森林組合、森林組合連合会 等 ◆資金の使途：自動車道、軽車道 等 ◆利 率：0.25%～0.70% ◆償還期限：20年～25年以内
			利用間伐	◆貸付対象者：利用間伐に係る計画作成し林野庁長官認定を受けた者 ◆資金の使途：利用間伐に必要な資金 ◆利 率：0.70% ◆償還期限：20年以内
			伐採調整	◆貸付対象者：森林所有者 ◆資金の使途：保安林（標準伐期齢以下）の立木の維持 ◆利 率：0.70% ◆償還期限：30年以内
		林業構造改善事業推進資金	◆貸付対象者：林業を営む者、森林組合、森林組合連合会 等 ◆資金の使途：森林・林業・木材産業づくり交付金の事業計画に基づき実施する施設等 ◆利 率：0.70%～1.85% ◆償還期限：20年以内	
		林業経営育成資金	森林取得	◆貸付対象者：林業経営改善計画の認定を受けた者、森林組合、森林組合連合会 等 ◆資金の使途：計画に基づいて実施する森林又は造林のための土地の取得 ：分収林の契約変更、解除による契約の相手方の持分の取得 ◆利 率：0.25%～0.70% ◆償還期限：25年～35年以内
			育 林	◆貸付対象者：林業を営む者、森林組合 ◆資金の使途：森林の保育、保護等の育林 ◆利 率：0.70% ◆償還期限：20年以内
			生産方式合理化	◆貸付対象者：林業経営改善計画の認定を受けた者 ◆資金の使途：林業経営改善計画に基づいて行う生産方式の合理化に必要な資金 ◆利 率：0.85% ◆償還期限：10年以内
		農林漁業施設資金	共同利用施設	◆貸付対象者：森林組合 森林組合連合会及び中小企業等協同組合 ◆資金の使途：林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得 ◆利 率：0.70～1.05% ◆償還期限：20年以内
			主務大臣指定施設	◆貸付対象者：林業を営む者 等 ◆資金の使途：林業・林産物生産加工施設、森林レクリエーション施設 ◆利 率：0.70～0.85% ◆償還期限：15年以内
災害復旧	◆貸付対象者：災害を原因とする林業施設に被害を受けた方 ◆資金の使途：被災施設の復旧に必要な資金 ◆利 率：0.25～0.70% ◆償還期限：15年以内			
農林漁業セーフティネット資金	◆貸付対象者：林業を営む者 等 ◆資金の使途：災害や経営環境の変化等により一時的に経営が悪化した林業者等への経営再建資金 ◆利 率：0.25～0.45% ◆償還期限：10年以内			
中山間地域活性化資金	◆貸付対象者：農林水産物を使用して製造・加工している者 等 ◆資金の使途：林業の振興に資すると認められる施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金 ◆利 率：0.35～1.15% ◆償還期限：10年～15年以内			
助成 制度	県	林業近代化資金利子助成	◆助成対象者：日本政策金融公庫資金のうち、要綱で定める資金の借入をした林業者等 ◆助成内容：上記対象者が公庫に支払った利子に対し、未端金利0.5%を下回らない範囲で助成 ◆利子補給率：転貸2.0%以内 非転貸1.5%以内（一部施設では左記に0.5%を上乗せ） ◆利子補給期間：12年以内	
		木材産業等高度化推進資金利子助成	◆助成対象者：森林組合、森林組合連合会 ◆助成内容：上記対象者が木材産業等高度化推進資金の利子に対して助成 ◆利子補給率：0.50%（林業振興資金事業資金末端利率に合わせる率）	
	全国木材 協同組合 連合会	林業施設整備等利子助成	◆助成対象者：林業者等で合理化計画の認定を受けている等の要件を満たす者 ◆助成内容：上記対象者が林産物加工・流通施設や高性能林業機械等の導入資金を借り入れた場合の利子に対し、助成 ◆利子助成率：最大2%	
保証 制度	農林漁業 信用基金	農林漁業信用基金保証業務	◆林業者等が日本政策金融公庫等から資金の借入をする際に（独）農林漁業信用基金が保証する制度	